

令和3年1月15日

生徒並びに保護者の皆さま

県立尼崎高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた対応について

県教育委員会から、1月13日付けで「近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について」の通知がありました。

本校においては、12月25日付文書にてお知らせしているとおり、様々な感染防止対策を行ってきておりますが、本通知に従い、下記の点についても加えて感染防止の徹底を図ってまいります。ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 教育活動全般について（追加、変更等）

- (1) 本県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、マスクの着用や手指消毒の徹底、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。
- (2) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（受験及び就職活動を除く）を行わないこととします。
また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者のみなさんを含め感染防止対策を徹底し臨んでください。
- (3) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間については、すでにお知らせしている出席停止等の取扱いに加え、「同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合」も同様に取り扱いますので、保護者から学校にその旨を連絡していただき登校しないようお願いいたします。あわせて症状のある方については、かかりつけ医等にご相談や受診をおすすめします。

2 部活動について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。
- (2) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、公式戦を除く大会、練習試合、合宿は行いません。公式戦等に参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

3 心のケアについて

きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応します。気になることがあれば、気軽に担任や養護教諭に相談してください。

4 登校にあたっての留意事項（再度、ご確認ください。）

- (1) 登校する当日の朝、検温を行い、発熱・風邪症状等体調不良の場合は必ず学校に連絡し、登校しないでください。
- (2) 登校時には、マスクの着用等感染防止につとめてください。
- (3) 手洗いの徹底のため、ハンカチ、タオルを必ず持参してください。

参考（11月20日文書）

3 出席停止等の取扱いについて

- (1) 生徒の感染が判明した場合または生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、従来どおり出席停止の措置を取ります。
- (2) 生徒の家族などが新型コロナウイルス感染者（陽性者）の濃厚接触者として特定され、PCR検査結果によっては、当該生徒が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のために、判明するまでの間は「出席停止」といたしますので、担任にその旨を連絡し登校しないでください。（状況によっては、出席停止の措置をとらない場合もありますのでご注意ください）
- (3) 発熱や風邪症状等がある場合は、発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）や医療機関に相談し、感染の疑いがある等出席を見合わせるように判断された場合は「出席停止」となります。なお、再登校の可否については、医療機関の指示に従ってください。